

## 議会のデジタル化について

## 1 経緯

## 【 令和 3 年度の議会改革検討会議における検討結果 】

- オンライン会議は、当面は、会議規則に基づく協議又は調整の場のうち、議会議室において開催される会議を対象とする。
- オンライン会議を円滑に行うため、Web 会議ツール、通信環境、音響環境等の整備を検討する。
- 常任委員会等、今回対象としなかった会議については、執行機関における出席者の取扱いやインターネット中継等の課題もあることから、対象会議における試行等の状況を勘案した上で、改めて検討することとする。

## (1) 新型コロナ対策のため委員会をオンライン会議で開催することに係る総務省見解

- 条例や会議規則の改正等の措置を講じた上で、新型コロナのまん延防止措置の観点等から委員会開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインを活用して委員会を開催することは差し支えない。



(令和 2 年 4 月 30 日総務省行政課長通知)

※ 29 都道府県でオンライン開会のための条例等を整備 (令和 5 年 3 月現在)

## (2) デジタル化による地方議会への多様な人材の参画等に関する地方制度調査会の意見

- 「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策」として、議会へのオンラインによる出席や議会に関連する手続のオンライン化を可能とするべきと答申。(令和 4 年 12 月 28 日 第 33 次地方制度調査会答申)

## (3) 地方議会に係る手続きのオンライン化に向けた地方自治法の改正

- 地方自治法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から、請願書の提出などの地方議会に係る手続きのオンライン化が可能になった。

## 【 全国都道府県議会議長会の取組 】

- デジタル化の推進に向けた各地方議会における対応を支援するため、標準会議規則等の改正や運用面での課題の整理を進めている。

## 2 検討課題 (案)

## (1) 委員会等へのオンライン出席に係る課題

- ア オンライン出席の要件の整理 (災害時、育児・介護等の具体の事由)
- イ 会議規則・委員会条例等の改正・整備
- ウ 円滑なオンライン会議の実施に向けた情報機器や通信環境等の整備

## (2) 地方自治法改正等によりオンライン化が可能となった手続きに係る個別の検討

- 請願書、意見書、政務活動費に係る収支及び支出の報告書等の提出  
議員又は委員会から議会への議案等の提出、欠席議員に対する招状の発出 など

## (3) 誰一人取り残されない、やさしいデジタル化の実現に向けた方策の検討

- 音声認識システムなど、議員や傍聴者が議会に参画しやすくなる方策の検討

### 3 検討スケジュール（想定）

令和5年

7月10日

議会改革検討会議 ①

8月31日（議運開催日）

議会改革検討会議 ②

12月（第3回定例会中）

議長へ報告書の提出

令和6年

3月

検討結果を踏まえ会議規則・委員会条例等を改正